

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の責任）

第1条 当社が株式会社日本ツアーリストサービスは、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、第1条第1項及び第2条第1項に定める事由により発生した損害（以下「事故」といいます。）によって身体に被害を受けたときは、本章第4章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

第2条 前項の被害には、身体障害及び中等度又は重度の傷害を併発かつ一時に吸収し、吸収又は摂取したときと意識を失う中等度状（経路）に陥り、吸収又は摂取した結果生ずる中等度状を指します。を含まず。ただし、細菌性食中毒は含まれます。

（用語の定義）

第2条 第1項の「企画旅行」とは、標準旅行業取組募集型企画旅行契約の第2条第1項及び第2条第1項に定める企画旅行の参加者（以下「参加者」といいます。）によって「企画旅行参加中」とし、参加者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等をもって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時まで期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たことを確認したとき又は復帰の予定に改められたときは、その離脱の時から復帰の予定までの間又はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けなければならない（旅行日程の標準時よりも）。予定されている企画旅行において、その旨及び当該企画旅行に参加する旅行者が事前に当社に申し渡しているこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われないことを契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

第3条 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」には、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
(2) 前号の受付が行われない場合においては、最初の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客の乗込みである飛行機降参時における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗参時
ニ 車庫であるときは、乗参時
ホ 宿泊施設であるときは、当該施設への入参時
ヘ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第4条 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」には、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
(2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客の乗込みである飛行機降参時の退参時
ロ 船舶であるときは、離岸時
ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降参時
ニ 車庫であるときは、降参時
ホ 宿泊施設であるときは、当該施設からの退参時
ヘ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設からの退参時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた被害に対しては補償金を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
(2) 死に被害を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が法令に違反した運賃資格を保持したとき、又は酒に酔った正常な状態ができたとき、若しくはそのほかの理由で自動車又は原動機付自転車等を用いて道路に上ったとき、ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受ける間に生じた被害。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
(6) 旅行者の故意、疾病又は心神喪失。当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
(7) 旅行者の盗難、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき被害を治療する場合には、この限りではありません。
(8) 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
(9) 戦争、外国の紛争行為、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動（この規定において、群衆又は多数の集団の暴行の行動に上り、全国又は一部の地区において起るとして予見し得る状態と認められる状態をいいます。）
(10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
(11) 前2号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

第4条 当社は、原因のいかにを問わず、頭部怪我（いわゆる「むちうち症」）は賠償で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その2）

第5条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた被害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(補償金等を支払わない場合－その3)
第5条 当社は、次の各号に掲げる事由については、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合には、補償金を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれていない場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた被害に対しては、補償金等を支払います。
(1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた被害
(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又は二輪・オートに上る競技、競争、旅行（いずれも競争を含みます。）又は競技（若しくは競争を目的とする運動又は競技を含みます。）をしている間に生じた被害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路とこれらとを走行している間に生じた被害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便である不定期便であるを問はず。）以外の航空機を旅行行程で操縦して（定期便として）運行した被害
(補償金等を支払わない場合－その4)
第5条 第2条 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者の次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがありますが、ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(1) 暴行団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）による被害
(2) 反社会的勢力に対して賞金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関与を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残ったけがに起因するものに限る）を有する場合は、死亡補償金の額の範囲で、その程度に応じた補償金を支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った場合は、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

第8条 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

第9条 別表第2の各号に掲げられる後遺障害については、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に際なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第2の各号の区分に定める後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)(3)、(1)(4)、(2)(3)、(4)(4)及び(2)(5)に掲げる機能障害に至らない被害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

第10条 前項により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各号に対する前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上（脚及び手）又は下（脚及び手）の後遺障害に対しては、一級以上の後遺障害補償金は、補償金額の60％をもって限度とします。

第11条 前各項に基づき当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企業旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での療養が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）をいいます。以下この条において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の場合を支払います。 40万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の場合を支払います。 20万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の場合を支払います。 10万円

ニ 入院日数7日未満の場合を支払います。 4万円
(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の場合を支払います。 20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の場合を支払います。 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の場合を支払います。 5万円
ニ 入院日数7日未満の場合を支払います。 2万円
第9条 旅行者が入院しない場合においても、別表第2の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなして支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療に必要な場合において、病院又は診療所を訪れ、医師の治療を受けること（往診を含みます。））をいいます。以下この条において同様とします。した場合には、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の場合を支払います。 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の場合を支払います。 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の場合を支払います。 2万円
(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の場合を支払います。 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の場合を支払います。 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の場合を支払います。 1万円
第10条 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の被害を受けた部位を固定するために医師によりギプス等を用いて治療し、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
第11条 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に被害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
第12条 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

（死の認定）

第12条 当社は、旅行者1名について入院日数又は通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（両方の金額を合算した額）のみを支払います。

(1) 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
(2) 当該入院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数と通院日数とを合算した上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金
(3) 死亡の認定

第13条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつたとき、又は遭難しから30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の被害によって死亡したものと推定します。

（他の身体被害又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の被害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の被害を被った後その原因となった事故と関係なく発生した被害若しくは疾病の影響が生じたときは、その被害が第1条の被害に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手段

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の被害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に對し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体診察若しくは死体の検案を求めるところがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。
第14条 旅行者が死亡補償金を受け取るべき者は、その死亡の通知により第1条の被害を受けたときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内に提出する書類を提出する必要があります。

旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく、第2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告に不十分であることと認められ、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の傷害等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 死亡補償金請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び印鑑証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ハ 旅行者の死亡診察書又は死体検案書
(2) 後遺障害補償金請求の場合
イ 旅行者の印鑑証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診察書
(3) 入院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診察書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
(4) 通院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診察書
ハ 通院の程度を証明する医師の診察書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

第15条 前項の書類の提出を求めること又は前項の提出書類の一部の写原を認めることがありますが、

旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、第1項の規定に違反したとき又は提出書類に不十分である事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（後）

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った被害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の責任）

第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（以下「携帯品」といいます。）に損害を受けたときは、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

（損害補償金を支払わない場合－その1）

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(2) 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でかつ被害を受けた、この限りではありません。
(3) 旅行者の故意又は過失。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が法令に定められた運転資格を保持していない、又は酒に酔った正常な状態ができたとき、若しくはそのほかの理由で自動車又は原動機付自転車等を用いて道路に上ったとき、ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受ける間に生じた被害。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
(6) 差押え、徴発、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な範囲と認められた場合は除きます。
(7) 補償対象品の損壊。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が粗悪な注意を怠ったことにより発生し得た損害は賠償を求めないものとします。
(8) 補償対象品の損壊。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が粗悪な注意を怠ったことにより発生し得た損害は賠償を求めないものとします。
(9) 単なる外観の損壊であつて補償対象品の機能に支障をきたさない損害
(10) 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(11) 補償対象品の盗難又は紛失
(12) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由
第18条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その原因となった事故と関係なく発生した被害若しくは疾病の影響が生じたときは、その被害が第1条の被害に相当する金額を決定してこれを支払います。

（損害補償金を支払わない場合－その2）

第17条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その原因となった事故と関係なく発生した被害若しくは疾病の影響が生じたときは、その被害が第1条の被害に相当する金額を決定してこれを支払います。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
(2) 反社会的勢力に対して賞金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関与を有していると認められること。
(5) 補償対象品及びその範囲

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の身の回り品に限りません。

第19条 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

(1) 金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
(2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
(3) 構本、設計書、図案、簿簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）（白黒複写機）に記録されたものを除きます。）
(4) 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付属品
(5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

(6) 義肢、義眼、コンタクトレンズその他これらに類するもの
(7) 動物及び植物
(8) その他当社があらかじめ指定するもの
(9) 補償対象品及び損害補償金の支払額

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地域及び時刻における補償対象品の価額又は補償対象品の直前の状態に復するに必要経費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。
(1) 補償対象品の1個又は1対について損害の額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなして前項の規定を適用します。
(2) 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企業旅行につき15万円を超えて限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 損害の防止に努めること。
(2) 損害の発生原因、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての説明の義務を、遅滞なく当社に通知すること。
(3) 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手配を行うこと。
(4) 旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、既に軽減することによって認められる損害を差し引いた損害の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払います。また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けとることができる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
(5) 当社は、次に掲げる費用を支払います。
(1) 第1項第1号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益であると認めたもの
(2) 第1項第3号に規定する手続のために必要経費（損害補償金の請求）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害賠償請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 傷害等又はこれに代わって補償対象品を管理する者の署名
(2) 補償対象品及び損害の損害を証明する書類
(3) その他当社の要求する書類

第22条 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてしなせしめたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

（後）

第22条 第16条の規定に基づいて保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することはありません。

（代位）

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の範囲内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1号関係）

山岳登山用具（ヨックル、アイゼン、ザル、ハンマー等の登山用具を使用するもの） リ ュージュングラス スカイダイブ ハンググライダー搭乗 超軽量動力機（モーターボート、ヨット、マイクロライノ、マイクロライノ機、ウルトラライノ機等）搭乗 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき。	100%
(2) 一眼が失明したとき。	60%
(3) 一眼の視視力0.6以下となったとき。	5%
(4) 一眼の視野狭窄（※）（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき。	5%
2 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全失したとき。	80%
(2) 一耳の聴力を全失したとき。	30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の聴力を解せないとき。	5%
3 鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
4 その他、言語の障害	
(1) しゃべり又は言語の機能を全失したとき。	100%
(2) しゃべり又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
(3) しゃべり又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	15%
(4) 歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5%
5 外観（ぼう）（顔面、頭、頸、肩、腕、手、足、指、爪）の障	
(1) 外観（ぼう）に著しい障	15%
(2) 外観（ぼう）に著しい障	3%
6 背（せ）の障	
(1) 背（せ）に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(2) 背（せ）に著しい障	30%
(3) 背（せ）に著しい障	15%
7 腕（うで）の障	
(1) 腕（うで）が著しい障	60%
(2) 腕（うで）が著しい障	50%
(3) 腕（うで）が著しい障	35%
8 手（て）の障	
(1) 一手の母指を指関節（指関節）以上で失ったとき。	20%
(2) 一手の母指を指関節（指関節）以上で失ったとき。	15%
(3) 母指以外の一指を第二指関節（遠位指関節）以上で失ったとき。	8%
(4) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
9 足（あし）の障	
(1) 一足の第一指を趾（し）関節（指関節）以上で失ったとき。	10%
(2) 一足の第一指の機能に著しい障害を残すとき。	8%
(3) 一足の第一指以外の一指を第二趾（し）関節（遠位指関節）以上で失ったとき。	5%
(4) 一足の第一指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	3%
(5) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき。	100%
注 第7条、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。	

別表第3（第8条第2項関係）

(1) 両眼の視視力0.6以下になっていること。
(2) しゃべり又は言語の機能を失っていること。
(3) 両耳の聴力を失っていること。
(4) 両上肢の機能の喪失すること。
(5) 一下肢の機能を失っていること。
(6) 全身の機能の喪失のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
(7) 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
(8) その他上肢部の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
(注 第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。)

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

愛知県知事旅行業登録第 2-836 号

株式会社日本ツアーリストサービス

名古屋市中区数島町 91-2

総合旅行業事務取扱部 中富善次郎